

公益社団法人八千代市シルバー人材センター継続就業基準

平成 24 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この基準は、公益社団法人八千代市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員が就業をするにあたり、より多くの会員が就業の場を確保できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

【平成 24 年 11 月 29 日・一部改正】

(対象)

第 2 条 この基準は、センターが提供する仕事で、1 年以上継続して同一職種に就業する会員を対象とする。

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

(就業期間)

第 3 条 対象となる継続就業の期間（以下「就業期間」という。）は、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年度とする。ただし、年度の途中より開始した仕事については、初年度の就業期間は、その開始した日から 3 月 31 日までとする。

【平成 24 年 11 月 29 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

2 前項の規定による就業期間は、センターがその期間の就業を保証するものではない。

(就業確認等)

第 4 条 新たに継続就業に就く会員は、センターから提示された下記に掲げる各号の書類を確認し、就業期間の開始日の 10 日前までに第 2 号の書類を提出しなければならない。

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】

【平成 24 年 11 月 29 日・一部改正】

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

(1) 就業確認書（様式 1）

(2) 就業承諾書（様式 2）

【平成 30 年 3 月 22 日・一部改正】

(就業の制限)

第 5 条 センターは、作業規模の大小にかかわらず、原則として 2 名以上の会員を配置することとする。ただし、特定の会員しかできないような特殊な仕事の場合を除く。

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

- 2 前項の就業で、センターは、会員一人当たりの就業日数が月 10 日程度、就業時間が週 20 時間以内を目安として、特定個人へ偏りのないよう、ローテーションを組み配分する。

(就業の中止)

第 6 条 センターは、就業する会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、就業管理委員会（以下「委員会」という。）にその旨を報告する。

- (1) 健康上、就業が困難とみられる場合
- (2) 発注者の求める就業を履行できない場合
- (3) 会員同士の共同作業ができない場合
- (4) センターの指示に従わない場合
- (5) その他、就業に適さない場合

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

- 2 委員会は、報告を受けた後、直ちに会員本人に対して事情を聴き、また共同作業からの事実確認をしたうえ、事実と認められる場合には、就業期間内にもかかわらず、就業を交代させることができるものとする。

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

(就業の更新)

第 7 条 就業期間の満了前にセンターから翌年度も継続就業を提示され、就業を続ける意思のある会員は、就業の更新の手続をとらなければならない。ただし、その年度をもって第 8 条に定める継続就業期間を満了する場合又は発注者との契約が更新されない場合を除く。

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】

【平成 24 年 11 月 29 日・一部改正】

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

- 2 更新に際しては、第 4 条第 2 号に規定された書類を、就業期間満了日の 10 日前までにセンターへ提出しなければならない。

【平成 24 年 6 月 28 日・一部改正】

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

- 3 更新の通知を受けたにもかかわらず、就業期間の満了日までに更新の手続をとらなかった場合は、翌年度の継続就業には就けないものとする。ただし、やむを得ない事情により満了日までに手続ができない場合は、この限りでない。

【平成 24 年 11 月 29 日・一部改正】

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

(就業の限度)

第 8 条 継続就業の限度は、80 歳の誕生日が属する月の末日までとする。
ただし、次に掲げる各号のすべてを満たす場合はこの限りではない。

- (1) 就業の限度を迎える会員が、健康で継続就業に支障がないと判断される場合。
- (2) 発注者の求める就業を確実に履行できていたと判断される場合。
- (3) 会員同士の共同作業に支障がないと判断される場合。
- (4) センターの指示に従って就業できると判断される場合。
- (5) 就業の限度を迎える会員が就業している就業場所に、センターが後任の会員を配置できない場合。

2 前項ただし書きの規定を適用する場合は、会長が承認し、理事会に報告するものとする。

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

【令和 3 年 3 月 2 日・一部改正】

(就業の満了)

第 9 条 センターは、第 8 条で規定された継続就業の限度を迎える会員に対して、継続就業期間の満了日の 3 か月前までに就業の交代を通知する。

2 通知を受けた会員は、業務に支障のないように継続就業期間の満了日までに引継ぎを行うものとする。

3 通知を受けた会員は、別の就業を希望することができる。

【平成 24 年 11 月 29 日・一部改正】

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

(基準の改廃)

第 10 条 この基準の改廃は、理事会の議決を経て行う。

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

(委任)

第 11 条 この基準の実施に関し、必要な事項は会長が別に定める。

【平成 26 年 9 月 25 日・一部改正】

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から

施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 28 日改正）

この基準は平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 29 日改正）

この基準は平成 24 年 11 月 29 日から施行する。

附 則（平成 26 年 9 月 25 日改正）

（施行期日）

- 1 この基準は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成 27 年 4 月 1 日より前に継続就業に従事した会員の改正後の基準の適用については、従前の会員との均衡を図るため、会長が別に定めるところにより就業期間の調整を行うものとする。

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成 28 年 2 月 25 日から施行し、改正後の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 当分の間、平成 27 年 3 月 31 日現在、継続就業に従事中の会員の継続就業期間は、旧基準第 8 条第 1 号の延長「1 年」をそれぞれ下表の字句に読み替えるものとする。ただし、平成 17 年 3 月以前から継続就業に就いている会員の継続就業満了日は、平成 27 年 3 月 31 日とする。

継続就業開始時期	延長期間
平成 17 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	5 年
平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	4 年
平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで	3 年
平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで	2 年
平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで	1 年

【平成 28 年 2 月 25 日・一部改正】

附 則

（施行期日）

この基準は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 日改正）

（施行期日）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。